報告第２８号

令和７年度京丹後市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を調製し、議会に報告する。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

（別紙）

総括表⑤　資金不足比率の状況（令和7年度決算）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
262129	京都府	京丹後市

（単位：％、千円）

公営企業会計名称	資金不足比率	資金不足額	事業の規模
水道事業会計	－	△ 1,248,064	1,034,107
下水道事業会計	－	△ 116,165	548,460
病院事業会計	8.4	449,006	5,318,672
市民太陽光発電所事業特別会計	－	△ 10,648	43,351
工業用地造成事業特別会計	－	△ 10,174	10,174
宅地造成事業特別会計	－	△ 50,572	50,572

（単位：％）

経営健全化基準
20.0

【参考】　資金不足額 （令和7年度）

○法適用企業

（単位：千円、％）

会計名称	負債の部 ①=a-b-c-d-e	流動負債a	控除企業債等b	控除未払金等c	控除額d	PFI建設事業費等 e	算入地方債 ②	資産の部 ③=d-e-f	流動資産g	控除財源h	控除額i		小　計 ④=①+②-③	解消可能資金不足額⑤	資金不足額 ⑥=④-⑤	事業規模 ⑦	資金不足比率 ⑥/⑦
水道事業	266,167	848,883	582,716	0	0	0	0	1,514,231	1,514,231	0	0		△ 1,248,064	0	△ 1,248,064	1,034,107	-
下水道事業	577,060	2,225,648	1,648,588	0	0	0	0	693,225	864,304	171,079	0		△ 116,165	0	△ 116,165	548,460	-
病院事業	1,704,295	2,326,721	622,426	0	0	0	1,327,019	1,224,804	1,224,804	0	0		1,806,510	1,357,504	449,006	5,318,672	8.4

※ 流動負債及び流動資産は、貸借対照表（決算書）の数値

※ 事業規模は、損益計算書（決算書）における営業収益（医業収益、訪問看護事業収益及び通所リハビリテーション事業収益）から受託工事費を差し引いた数値

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。（黒字の場合は、マイナス表記）

※ 解消可能資金不足額により黒字となる場合は、資金不足額は「0」とする。

○法非適用企業

（単位：千円、％）

	会計名称	歳出の部 ①	算入地方債 ②	歳入の部 ③=a-(b-c)	歳入a	繰越事業費b	左記の特財c	土地収入見込額 ④	地方債現在高 ⑤	長期借入金 ⑥	小　計 ⑦=①+②-③	解消可能資金不足額 ⑧	資金不足額 ⑨＝⑦-⑧	事業規模 ⑩	資金不足比率 ⑨/⑩
	市民太陽光発電所事業特別会計	46,266	0	56,914	56,914	0	0				△ 10,648	0	△ 10,648	43,351	-
宅造	工業用地造成事業	113,568	0	123,742	123,742	0	0	0	0	0	△ 10,174	0	△ 10,174	10,174	-
宅造	宅地造成事業	308	0	50,880	50,880	0	0	0	0	0	△ 50,572	0	△ 50,572	50,572	-

※ 土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額から販売経費を除いた額で、帳簿価額と比較して小さい額。

ただし、時価評価額から販売経費を除いた額が赤字となる場合は、「0」とする。また、未売出である場合は、④土地収入見込額は「0」とする。

※ 宅造会計の小計欄の数値は、⑦＝①+②-③+（⑤地方債現在高＋⑥長期借入金－④土地収入見込額）による数値。（プラスとなる場合は、「0」とする。）

ただし、①+②-③-④が赤字（プラス）となる場合の⑦小計欄の数値には、上記にかかわらず⑤地方債残高及び⑥長期借入金は算入しない。

※ 事業規模（宅造以外）は、損益計算書における営業収益から受託工事費を差し引いた数値。（決算統計26表1行2列－26表1行5列）

※ 事業規模（宅造）は、地方債現在高と他会計借入金の合計額。但し、実質黒字額と土地収入見込額の合計額を下回る場合は、実質黒字額と土地収入見込額の合計額とする。

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。（黒字の場合は、マイナス表記）